

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第51条第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第54条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第55条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

（亀岡市税条例等の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第92条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第92条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第92条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第92条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第94条の2の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改める。

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第3条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項まで、第9項及び第10項中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第 1 3 項中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「第 3 4 項」に改める。

附則第 1 4 項を削る。

(亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成 2 8 年亀岡市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成 2 8 年 4 月 1 日以後に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 1 1 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 4 1 9 条第 3 項の規定による公示(同法第 4 2 0 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 4 1 7 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成 2 7 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成 2 8 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税の経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の市民税の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の市民税について適用し、平成 2 7 年度分の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税の経過措置)

第 3 条 この条例による改正後の固定資産税の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 7 年度分の

固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税の経過措置)

第4条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正した。
 - (1) 既存住宅の省エネ改修（熱損失防止改修工事）に係る固定資産税の減額措置の申告記載事項を変更することとした。
 - (2) 固定資産税の非課税措置に係る「独立行政法人労働者健康福祉機構」の名称を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更することとした。
 - (3) 固定資産税、都市計画税及び市たばこ税に係る引用条項並びに固定資産評価審査委員会の規定の適用区分その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行した。